

I. 反対尋問

- 5 1. 弁護レジюмеのII. 学説の検討a説について、1ページ20行目で「条理・慣習とはあまりにも不明確な基準である」としているにも関わらず、e説を採用し、実質的に先行行為を要件の一部としているが、矛盾しないか。
2. e説によると、先行行為が存在しないと作為義務が認められないことになるため、かかる点で、結論の妥当性を欠くのではないか。
- 10 3. 結果原因の支配とは具体的にどのようなものか。また、それはどのような基準によって判断されるのか。